医療提供体制施設整備交付金について

1. 交付金の概要

目的

○ 医療計画に定める医療提供施設の整備目標等に関し、整備に要する経費の一部を充てるために国が 交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医 療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実 等を図ることを目的とする。

事業対象

- 下記の事業について病院等の建物の整備を行う経費の補助を行う。
 - 1. 医療計画等の推進に関する事業
 - 2. 施設環境等の改善に関する事業
 - 3. 医療従事者の養成力の充実等に関する事業
- ○調整率:0.33、0.50
- 〇補助対象

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者

予算額の推移

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算	2, 545	2, 545	3, 242
補正予算	2, 995		
計	5, 540	2, 545	3, 242

※ 平成28年度の補正予算は、対象事業のうち、医療施設等の耐震化整備のために措置

2. 交付金の創設経緯

【平成17年度以前】

医療施設等施設整備費補助金において事業を実施。

予算の範囲内において<u>厚生労働省が選定した事業</u>を実施していた。

三位一体の改革



「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、 地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指 し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを 一体として行う改革により、「医療施設等施設整備費補助金」の一 部を交付金化。

【平成18年度以降】

医療提供体制施設整備交付金の創設

都道府県が作成する「医療提供施設等の整備に関する計画」により、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する医療提供体制施設整備交付金を創設。各都道府県に配分された予算の範囲内において、<u>都道府県が選定した事業を実施</u>している。

3. 交付金の事業区分

医療提供体制施設整備交付金については、平成30年度現在で以下の31事業を対象 としている。

1. 医療計画等の推進に関する事業(21事業)

医療法第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を 図るための計画(医療計画)等に定める医療提供施設の整備に関する事業

2. 施設環境等の改善に関する事業(8事業)

医療施設の耐震化、南海トラフ地震に係る津波避難対策、アスベスト除去、地球温暖化対策など、患者の療養環境の改善及び医療従事者の職場環境の改善に関する整備に関する事業

3. 医療従事者の養成力の充実等に関する事業(2事業)

看護師の特定行為に係る指定研修施設など、医療従事者の養成力の充実のための整備に関する事業

4. 事業交付の流れ

都道府県

県内の医療提供体制の確保を図るために、交付金の事業区分から必要な事業を選定して「事業計画」を作成



玉

「事業計画」を確認し、予算の範囲内で交付金を交付



都道府県

国の交付金を事業者に交付して、施設整備を実施施設整備の終了後、事業報告書を国に提出



玉

事業に係る効果や執行実態を把握

5. (1)医療計画等の推進に関する事業

1. 医療計画の概要

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために 策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。

医療計画における主な記載事項

- 〇 医療圏の設定
- 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

三次医療圏

都道府県の区域を単位として設定。 ただし、都道府県の区域が著しく 広いことその他特別な事情があると きは、複数の区域又は都道府県を またがる区域を設定することができ る。



特殊な医療を提供

二次医療圏

一体の区域として病院等における 入院に係る医療を提供することが相 当である単位として設定。その際、以 下の社会的条件を考慮する。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- · 交通事情

^{事等}**人**

一般の入院に係る医療を提供

- 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者 流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示 し、見直しを促進。
- 〇 基準病床数の算定
- 〇 医療の安全の確保

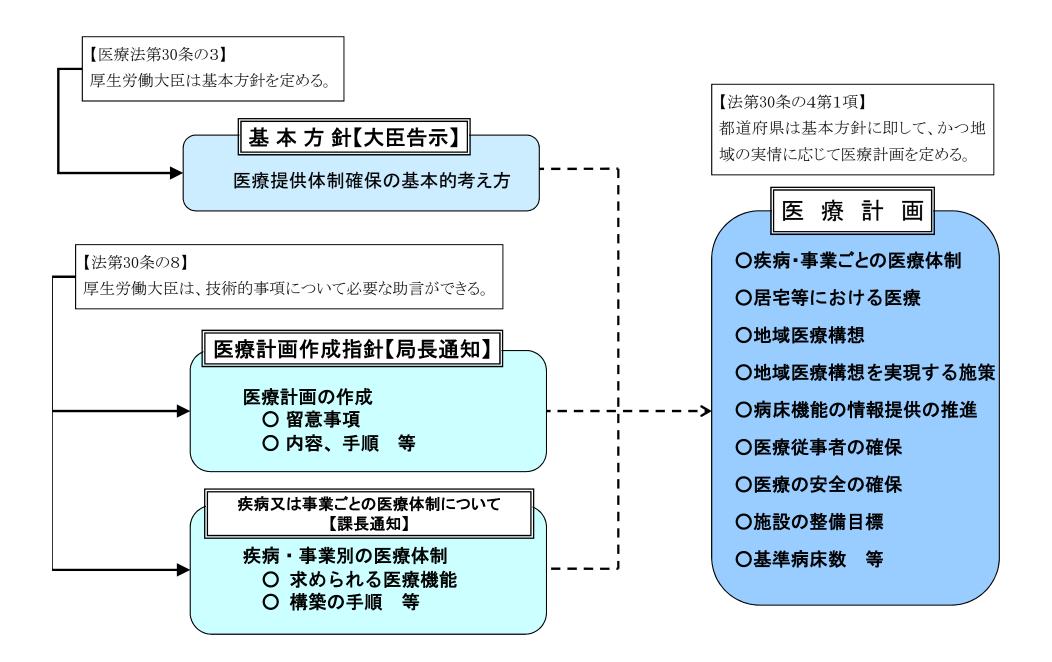
〇 地域医療構想

- 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。
- 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項
 - ※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管 疾患、糖尿病、精神疾患)。
 - 5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、 へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急 医療を含む。))。
- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を 把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築 のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を 評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

〇 医療従事者の確保

地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、 看護師等の確保。

(2)医療計画の策定に係る指針の全体像



(3)医療連携体制構築の手順

評

公

7

8

価

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針 (疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(医政指発0330第9号 平成24年3月30日)別紙)

1 現状の把握 〇患者動向、医療資源・医療連携等に関する現状を把握

2 **圏域の設定** 〇従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

3 連携の検討 〇医療機能を明確化した上で、関係機関の連携を検討し、医療機関等の名称を記載

4 課題の抽出 ○指標例を参考に医療圏ごとの課題を抽出

5 数値目標 〇各地域における医療提供体制の課題を解決するに当たっての数値目標を設定

6 施 策 ○数値目標の達成及び各医療機能がより発揮されるために行う施策を策定

〇評価を行う組織や時期を明記し、数値目標の達成状況、施策の進捗状況を評価

表 O指標、課題、数値目標、施策、評価等について、ホームページ等で公表

(4)疾病・事業ごとのPDCAサイクル

- 医療計画の実効性を上げるため、<u>具体的な数値目標の設定と評価</u>を 行い、その評価結果に基づき、計画の内容の見直し
- 5疾病・5事業及び在宅医療については、評価・見直し体制及び公表方法 を明示
- 〇 目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について 定期的に実施
- 目標に対する進捗状況が不十分な場合、原因を分析した上で、<u>必要に応</u>じて施策の見直しを図る



見直し状況等

抽出した課題を解決するに当たっての数値目標、目標を達成するための施策等を医療計画に記載

(参考)救急医療体制

救急医療体制体系図

救命救急医療 (第三次救急医療)

救命救急センター(289カ所) (うち、高度救命救急センター(41カ所)) ○重症及び複数の診療科領域にわたる全 ての<u>重篤な救急患者を24時間体制</u>で受 け入れるもの。

平成30年4月1日現在

ドクターヘリ(52カ所)

平成30年3月26日現在

入院を要する救急医療(第二次救急医療)

病院群輪番制病院(396地区、2,874力所)

共同利用型病院(22力所)

平成29年3月31日現在

- ○二次医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、<u>当番制</u>により、休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れるもの。
- ○二次医療圏単位で、<u>拠点となる病院が</u> 一部を開放し、地域の医師の協力を得て、 休日及び夜間における<u>入院治療を必要と</u> する重症救急患者を受け入れるもの。

初期救急医療

在宅当番医制(600地区)

休日夜間急患センター(563カ所)

平成29年3月31日現在

- ○郡市医師会ごとに、複数の医師が<u>在宅</u> 当番医制により、休日及び夜間において、 比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。
- ○<u>地方自治体が整備する急患センター</u>に て、休日及び夜間において、<u>比較的軽症</u> の救急患者を受け入れるもの。

周産期医療体制体系図

総合周産期母子医療センター(108ヵ所)

- リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療
- 周産期医療システムの中核としての地域の周産期医療施設との連携
- 〇 周産期医療情報センター

母体•新生児搬送

地域周産期母子医療センター(298ヵ所)

- 〇 周産期に係る比較的高度な医療行為
- 〇 24時間体制での周産期救急医療

母体・新生児搬送 オープンシステム等による連携 ※地域周産期母子医療センター 総合周産期母子医療センター1か所に対し 数か所整備 (箇所数は平成30年4月1日現在)

原則として3次医療圏に1か所整備 (箇所数は平成30年4月1日現在)

療養•療育支援

- 周産期医療施設を退院した障害児等が療養・療育できる体制の提供
- 在宅で療養・療育している児の家族に対する支援
 - ■■療育センタ-

主に低リスク分娩を扱う医療機関 (一般病院、診療所、助産所)

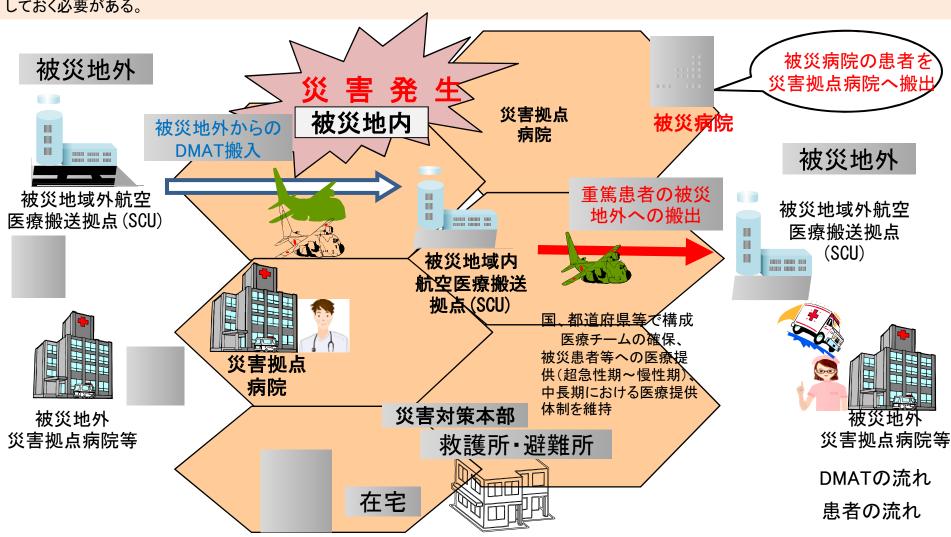
- 正常分娩を含めた低リスク妊娠、分娩および正常新生児への対応 (助産所は正常な経過の妊娠、分娩および新生児のみ対応)
- 妊婦健診を含めた分娩前後の診療
- 他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応

時間の流れ

(参考)災害医療体制

災害医療提供体制について

災害時に多数発生する傷病者、被災した医療機関の入院患者等に対して、被災地内外の医療資源を活用して医療の提供できる体制を整備しておく必要がある。



基幹災害拠点病院 地域災害拠点病院 原則として各都道府県に1か所設置する。原則として二次医療圏に1か所設置する。

平成29年4月1日現在までに 723病院を指定

医療計画等の推進に関する事業一覧①

(1)休日夜間急患センター施設整備事業

休日及び夜間の診療を行う急患センターを整備し地域住民 の急病患者の医療を確保するため、休日夜間急患センターの 施設整備に対する補助を行う。

(3)救急ヘリポート施設整備事業

離島、山村において、発生した重症救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため、添乗する医師を確保することを目的に、救急ヘリポート施設の施設整備に対する補助を行う。

(5)救命救急センター施設整備事業

休日夜間急患センター等の初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの施設整備に対する補助を行う。

(7) 小児初期救急センター施設整備事業

小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療対策を確保するため、小児の急病患者を受け入れる小児初期救急センターの施設整備に対する補助を行う。

(2)病院郡輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 地域の実情に応じて病院郡輪番制方式等による入院を要する(第二次)救急医療機関を整備し、初期救急医療施設及び 救急患者の搬送機関との円滑な連絡体制のもとに、休日及び 夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を 確保するため、病院郡輪番制病院及び共同型利用病院の施 設整備に対する補助を行う。

(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業

救命救急センターにドクターへリを委託により配備し、救急 患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及び ドクターへリの全国的導入の促進を図るため、ドクターへリ基 地病院の格納庫等の施設整備に対する補助を行う。

(6)小児救急医療拠点病院施設整備事業

休日夜間急患センター等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもと、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重傷救急患者の医療を確保するため小児救急医療拠点病院の施設整備に対する補助を行う。

(8)小児集中治療室施設整備事業

小児集中治療室を整備し、小児重症患者の適切な医療を確保するため、小児集中治療室の施設整備に対する補助を行う。

医療計画等の推進に関する事業一覧②

(9)小児医療施設施設整備事業

地域における小児医療水準の向上に資するため、小児疾患、 新生児疾患の診断、治療を行う施設の施設整備に対する補助を行う。

(11)地域療育支援施設施設整備事業

新生児集中治療室等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進するため、在宅療養等との間に地域療育支援施設を整備するための補助を行う。

(13)医療施設近代化施設整備事業

病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るために行う施設整備に対する補助を行う。

(15)基幹災害拠点病院施設整備事業

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害自に多発する 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等の 災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確 保する基幹災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的として行う基幹災害拠点病院の施設 整備に対する補助を行う。

(10) 周産期医療施設施設整備事業

専門的な周産期医療体制の整備を行うため、母体・胎児集中治療管理室の施設整備に対する補助を行う。

(12)共同利用施設施設整備事業

公的医療機関等を地域の中心的な医療機関として位置づけ、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資するため、共同利用施設等の施設整備に対する補助を行う。

(14)不足病床地区病院施設整備事業

新築の場合、新築しようとする所在地に係る医療計画上の 既存病床数が基準病床数を超えない等の基準により実施す る療養病床及び一般病床不足地域における病院の施設整備 事業に対する補助を行う。

(16)地域災害拠点病院施設整備事業

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害自に多発する 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等の 災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確 保する地域災害拠点病院を整備することにより、災害時の医 療を確保することを目的として行う地域災害拠点病院の施設 整備に対する補助を行う。

医療計画等の推進に関する事業一覧③

(17) 腎移植施設施設整備事業

腎移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって腎不 全患者の根治的医療である腎移植の実施体制の整備をする ための補助を行う。

(19) 肝移植施設施設整備事業

肝移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって肝不全 患者の根治的医療の一つである肝移植の実施体制の整備を するための補助を行う。

(21)地域拠点歯科診療所施設整備事業

各地域に必要な歯科医療の提供(障害者等の受け入れを含む)に対応できる拠点歯科診療所の整備を図るため、地域拠点歯科診療所として必要な施設を整備するための補助を行う。

(18)特殊病室施設整備事業

骨髄移植施設等において骨髄移植の実施に必要な無菌室 の整備を行い、もって血液難病患者等の根治的治療である骨 髄移植の実施体制の整備を行うための補助を行う。

(20)治験施設施設整備事業

被験者の人権、安全及び福祉の保護のもとに、治験の科学的な質と成績の信頼性を確保しつつ、治験の管理及びその事務機能の充実を図ることにより、効率的な治験の遂行を行うための治験施設を整備するための補助を行う。

5. (2)施設環境等の改善に関する事業

(1)医療提供施設の耐震状況

(1) 病院の耐震化の状況

			全ての建物に耐震性のあ	一部の建物に耐震性があ	全ての建物に耐震性がな	建物の耐震性が不明であ	(B) と (C) のうち、	(B)、(C)及び(D)
調查病院数	-	る病院数	る病院数	い病院数	る病院数(耐震診断を実	Is値0.3(注1)未	のうち、平成30年度ま	
	回答病院数	(A)	(B)	(c)	施していない病院数)	満の建物を有する病院数	でに全ての建物が耐震化	
						(D)		される予定の病院敷
	8, 434	8, 411	6, 130	674	141	1, 466	288	8 3

⁽注1) Is 値 0. 3未満の建物は、震度 6 強程度の地震により倒壊又は崩壊する危険性が高いとされている。

(2) 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況

調査病院数 回答病院数		全ての建物に耐震性のあ	一部の建物に耐震性があ	全ての建物に耐震性がな	建物の耐震性が不明であ	(B) と (C) のうち、	(B)、(C)及び(D)
		る病院数	る病院数	い病院数	る病院数(耐震診断を実	Is値0.3未満の建物	のうち、平成30年度ま
	旧名的 优数	(A)	(B)	(C)	施していない病院数)	を有する病院数	でに全ての建物が耐震化
					(D)		される予定の病院数
734	734	656	66	0	12	30	5

(2)医療提供施設のアスベスト状況

病院のアスベスト使用状況

平成29年7月の病院におけるアスベスト(石綿)使用実態調査(平成29年12月27日調査結果 公表)の結果、

- 吹付けアスベスト(石綿)等使用実態については、
 - アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は15病院 (平成28年12月公表時(前回)では16病院)
 - アスベストの有無を分析調査中の病院数は18病院 (平成28年12月公表時 (前回)では16病院)
- アスベスト(石綿)含有保温材等使用実態については、
 - アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は113病院 (平成28年12月公表時(前回)では147病院)
 - アスベストの有無を分析調査中の病院数は543病院 (平成28年12月公表時 (前回)では1,516病院)

であり、これらの病院については、患者、職員等の健康被害の発生を未然に防止するために、 早急に、アスベスト等の使用状況に関する実態把握をしていくとともに、ばく露のおそれの ある場所について除去等の措置を講ずる必要がある。

施設環境等の改善に関する事業一覧

(22)医療施設等耐震整備事業

医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設等の耐震化整備のための補助を行う。

(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業

医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図るため医療機関の耐震化等のための補助を行う。

(26)アスベスト除去等整備事業

アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露のおそれのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進するため、病院がアスベストの除去等の措置を行うための補助を行う。

(28)医療機器管理室施設整備事業

医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した 管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の 適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資するため、 医療機器管理室の施設整備に対する補助を行う。

(23)特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、別に定める要件のいづれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟の耐震化を実施するための補助を行う。

(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業を推進するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業に対する補助を行う。

(27)病児・病後児保育施設施設整備事業

現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期に至らない場合」等に、一時的にその児童の保育を行う施設を整備するための補助を行う。

(29)地球温暖化対策施設整備事業

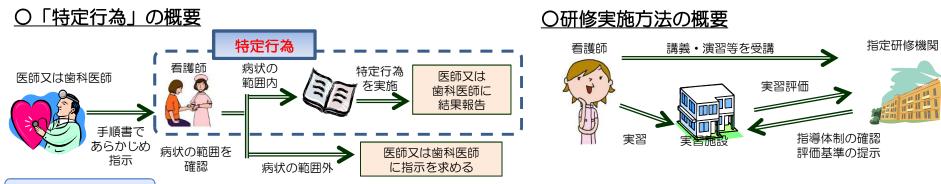
地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを 推進するため、医療機関の地球温暖化対策に資する施設整備に対する補助を行う。

5. (3)医療従事者の養成力の充実等に関する事業

看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業【平成30年度からの事業】

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が 必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを 設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や eラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。 (補助先)

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

(調整率)

0.5

医療従事者の養成力の充実等に関する事業一覧

(30)看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 保健師助産師看護師法に基づき看護師の特定行為研修を 行う指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護 師の計画的な養成を図るため、研修の実施に必要なカンファ レンスルームや研修受講者用の自習室等の施設整備に対す る補助を行う。

(31)内視鏡訓練施設施設整備事業

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術(開腹)から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図るための補助を行う。

6. 各年度における都道府県からの要望状況

- 当初予算に関する事業は、都道府県から当初予算額を大きく上回る要望がある。
- 直近3カ年においては、要望額に対して、5割を下回る交付額となっている状況。

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	2, 545	2, 545	2, 545
要望額	6, 293	7, 102	5, 918
交付率	40%	36%	43%

[※] このほか、平成28年度の補正予算において、医療施設等の耐震化整備のために措置されている。

(参考1)交付額が多い事業(直近3年間合計)

平成27年度から29年度までの合計				
事業名	交付額 (百万円)	交付 件数		
医療施設近代化施設整備事業	4,928	90		
医療施設等耐震整備事業	3,213	58		
地域災害拠点病院施設整備事業	575	50		

[※]交付実績は補正予算で交付した事業も含む

(参考2)要望がない事業(直近3年間合計)

都道府県からの要望がない事業				
小児初期救急センター施設整備事業	肝移植施設施設整備事業			
地域療育支援施設施設整備事業	特定地域病院施設整備事業			
不足病床地区病院施設整備事業	地震防災対策医療施設耐震整備事業			
腎移植施設施設整備事業	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業			

7. 交付金の課題

1. 交付件数

○ 毎年当初予算においては、要望額が予算額を超過しており、調整した金額での 交付が続いているため、都道府県が必要とする事業を全て実施することができな い状況となっている。

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
要望 事業数	交付決定 事業数	要望 事業数	交付決定 事業数	要望 事業数	交付決定 事業数
115	84	149	120	134	116

→ 直近3年間において合計78事業の実施ができていない。また、実施している事業についても、要望額が全額配分されていない事業もある。

2. 交付実績のない事業の検証

- 交付実績がないため、事業の効果等について十分な検証ができていない。
 - → 交付実績がない理由としては、対象施設が少ない、都道府県の整備優先度 などの理由が考えられるため、短期間の実績がないことのみをもって事業の必 要性がないと判断できないことに留意。

8. 見直し案

見直しの方向性

- 医療提供体制施設整備交付金においては、医療計画制度の実効性を確保し、医療 提供体制の強化を図る観点から、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度 の仕組みとして、平成18年度に創設された。
- しかしながら、
 - ・ 交付金の創設より12年が経過していること
 - 予算の制限等により都道府県が実施することができない事業があること
 - ・ 交付実績がない事業に対する効果検証が十分でないことから、平成31年度予算要求に向けて事業の見直し等を図る。

具体策

● 医療提供体制施設整備交付金の事業に関して、限られた予算の中でメリハリある 配分を行い、政策の推進を図る上で他の補助事業で対応可能な事業や交付実績がな い事業の見直しを検討する。